

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊神町駐屯地
第401会計隊長 今 西 耕 平

下記のとおり一般競争入札を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

No	件 名	規 格	数量	単位	履 行 期 限	履 行 場 所	備考
1	大型車両用オートリフト 定期点検(3年)	仕様書のとおり	5	UN	令和5年12月20日	神町、多賀城、福島、郡山 各駐屯地	
2	中型車両用オートリフト 定期点検(3年)	仕様書のとおり	6	UN	令和5年12月20日	神町、多賀城、福島、郡山 各駐屯地	
3	中型オートリフト修理	仕様書のとおり	1	UN	令和5年12月20日	神町駐屯地	

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70・71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う売買、賃貸借、請負その他の契約から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。
- (4) 全省庁統一資格を取得の登録手続を完了した者で、東北地域の「役務の提供等」の等級「D」以上の資格を有する者
- (5) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する売買、賃貸、請負その他から排除するよう依頼があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (9) 第7号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

ア 資本の関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については子会社(会計法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は、(イ)について子会社の一方が会社更生法(昭和27年法律第172号)第2条第7項に規定する更正会社(以下「更正会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会計法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係がある場合

次の(ア)又は(イ)に該当する二者の場合。ただし、(ア)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員(常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班
- (2) 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」は、陸上自衛隊神町駐屯地第401会計隊契約班で閲覧できるとともに東北方面会計隊ホームページに掲載している。

4 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

ただし、現場確認については、随時受け付ける。(事前に、現場担当者との日時の調整をすること。)

5 入札の日時及び場所

(1) 日 時 : 令和5年9月7日(木) 11時00分

(2) 場 所 : 陸上自衛隊神町駐屯地 4号隊舎 2階 入札室

(3) 郵便入札 : 郵便等により入札書を提出する場合は、事前に分任契約担当官の承認を受けるものとし、入札書を封筒に入れて封入口及び継目になつて印し、その封筒の表に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「〇月〇日〇時〇分開札(件名・入札書在中)」と朱書して、更にそれを二重封筒とし、入札日前日の午後5時までに本官の手元に届いたものに限り有効とする。また、送付した旨契約担当者まで通知すること。なお、到着の有無を応募者の責において確認するものとする。

初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおり

日 時 : 令和5年9月12日(火) 11時00分

場 所 : 陸上自衛隊神町駐屯地 4号隊舎 2階 入札室

再度入札郵便期日については入札日前日の午後5時までとする。

6 保証金等

(1) 入札保証金: 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金: 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 遅延賠償: 遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

7 落札決定方法

(1) 消費税抜きの品目毎総額にて決定する。

落札決定に当たっては、入札(見積)書に記載された金額に当該金額の100分の10(軽減税率対象品目については100分の8)に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札(見積)者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100(軽減税率対象品目については108分の100)に相当する金額を入札(見積)書に記載すること。

(2) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) 入札金額には、輸送費等の諸経費を含むものとする。

8 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札

(2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札

(3) その他入札に関する条件に違反した入札

(4) 電報、電話、FAX等による入札は認めない。

(5) 代理人で入札する場合、委任状の未提出及び入札書に、委任状に押印してある代理人の印がない入札

(6) 「暴力団排除に関する誓約事項」の内容のとおり誓約した旨の入札書への記載がない場合又は誓約書の提出がない場合

※ 誓約事項の記載要領

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

(7) 入札者が(6)で実施した誓約に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(8) 入札書に「上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。」の記載がない場合

※ 「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」を確認したうえで記載すること。

9 契約書の作成

(1) 落札者は落札決定後遅滞なく、陸上自衛隊駐屯地用標準契約書の様式に基づき、契約書等を作成提出すること。

特約条項として、「談合等の不正行為に関する特約事項」「暴力団排除に関する特約事項」を付す。

(2) 契約金額は、落札した金額に消費税相当額を加算した金額(1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額)とする。

10 その他

(1) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。※入(出)門は正門のみが可能であり、その際、混雑する場合もあるので、時間に余裕をもって参加すること。

(2) 入札書等は、会計隊で掲示する入札心得または、東北方面会計隊のホームページに掲載している。

(<http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/iindex.htm>)

(3) 入札参加者は、資格結果通知書(写)を入札開始前までに直接又はFAX等により提出すること。

(4) 再度入札について、郵便入札がある場合においては官側の指定する日時において実施するものとする。郵便入札が無い場合はその場で速やかに実施するので入札書の予備を持参すること。

(5) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

(6) 入札参加希望業者は、入札日の前日迄に、第401会計隊契約班に連絡後、下記場所にて仕様書等を受領すること。(受付時間: 月曜日～金曜日の9:00～17:00)

※ホームページに掲載している仕様書と内容は同様であるため、ホームページで確認できた場合受領は不要とする。

(7) 問い合わせ先

ア 入札及び契約事項等に関する問い合わせ先

〒999-3797

山形県東根市神町南3丁目1-1

陸上自衛隊神町駐屯地 第401会計隊 契約班

電話 0237-48-1151(内線5486)

FAX 0237-47-0242 担当 谷津(やつ)

イ 仕様書、現場に関する問い合わせ先

陸上自衛隊神町駐屯地 第6後方支援連隊 補給隊

電話 0237-48-1151(内線5137)

担当 石山(いしやま)

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書				
物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
大型車両用オートリフト定期点検（3年）		車修 34121AC0065		
		作	成	令和5年8月1日
		変	更	年 月 日
		作 成 部 隊 名		第6後方支援連隊 補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z500002の1.2による。

1.2.1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

主品目番号	品 名	数量	製造企業
2482401	大型車両用オートリフト	5	(株) バンザイ

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

GLT-CG-Z000001

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z500002

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度

社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4 点検基準

点検基準は、要領書による。

2.5 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.6 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.7 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.8 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

名称	部数	注記
製造会社の定期点検成績表	各 1	—
無償貸付申請書 ^{a)}		—
標準外作業見積書 ^{a)}		—
注 ^{a)} 必要に応じて提出する。		

表2－提出書類

4.5 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表4－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検成績表の確認	定期点検成績表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。

調 達 要 領 指 定 書		
大型車両用オートリフト定期点検（3年）	調達要求番号：車修 34121AC0065	
	作 成	令和5年8月1日
	変 更	年 月 日
	作成部隊名	第6後方支援連隊 補給隊

1 この調達要領指定書は、陸上自衛隊において実施する車両用オートリフト点検整備の実施場所において規定する。

2 種類及び実施場所

種類及び実施場所は、表1による。

表1－種類及び実施場所

所在駐屯地	製造企業	型式	品名	数量	実施場所
神町	(株)パナソニック	WSL-PSFU240	大型リフト	2	各所在駐屯地
多賀城	(株)パナソニック	WSL-PSFU240	大型リフト	1	
福島	(株)パナソニック	WSL-PSFU240	大型リフト	1	
郡山	(株)パナソニック	WSL-PSFU240	大型リフト	1	

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号	仕 様 書 番 号	
中型車両用オートリフト定期点検（3年）	G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2	
	作 成	令和5年8月1日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 名	第6後方支援連隊 補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において実施する車両用オートリフト（以下、リフトという。）の外注整備について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2の1.2による。

1.2.1

点検

点検とは、納入又は前回点検時から約3年を目安とした定期点検をいい、リフトに荷重をかけた状態で行う作動点検及びリフトに荷重をかけない始業点検とする。

なお、点検には、作動油の交換、油脂類の塗布及び除去（防せい処置）、各部位の清掃及び調整、定期交換部品等（消耗品を含む。）の交換（以下、定期作業という。）を含むものとする。

1.3 種類

種類は、表1による。

表1－種類

主品目番号	品 名	数量	製造企業
2482402	中型車両用オートリフト	6	安全自動車（株）

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

G L T - C G - Z 0 0 0 0 0 1

陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G L T - C G - Z 5 0 0 0 0 2

陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

リフト点検資格認定制度

社団法人 日本自動車機械工具協会

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

契約の相手方は、リフトの点検を実施し、当該装備品等の機能、性能及び安全性を確保する。また、点検後にリフトの性能及び各操作に異常があってはならない。

なお、点検は、必ず“社団法人 日本自動車機械工具協会”が認定するリフト点検資格認定者を含む人員で実施するものとする。

2.2 整備の種類

整備の種類は、点検とする。

2.3 整備の作業方式

整備の作業方式は、GLT-CG-Z500002の2.3に示す“標準・標準外作業方式”によるものとし、標準作業表は、表4による。

なお、契約の相手方は、標準外作業が必要と判断した場合、表2に示す“標準外作業見積書”を担当官に提出し、承認を得るものとする。

2.4 整備実施場所

整備実施場所は、調達要領指定書により指定する。

2.5 部品・副資材

部品及び副資材は、製造会社社内規格品又は同等以上の性能等を有し、リフトの性能及び機能を損ねてはならない。

なお、点検に必要な部品及び副資材は、契約の相手方が準備するものとする。

2.6 塗装・防せい処置

塗装及び防せい処置は、商慣習による。

2.7 外観

外観は、きず、割れ、まくれ、さび、取付部の緩み、塗装のはく離その他使用上有害な欠陥があってはならない。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官（以下、担当官という。）が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 無償貸付品

契約の相手方は、この仕様書に規定する点検を官側の車両を使用して実施する場合は、調達要領指定書により指定する場合を除き、表2に示す“無償貸付申請書”により申請するものとする。

4.2 官側の支援

点検を官側の車両を使用して実施する場合における車両の搬入及び搬出については、官側で支援するものとする。

4.3 交換部品の返納

点検により交換した部品は、調達要領指定書により指定する場合を除き、GLT-CG-Z500002の2.9.6により返納するものとする。

4.4 提出書類

提出書類は、表2による。

表2－提出書類

名称	部数	注記
製造会社の定期点検成績表	各 1	—
無償貸付申請書 ^{a)}		—
標準外作業見積書 ^{a)}		—
注 ^{a)} 必要に応じて提出する。		

4.5 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表4－標準作業表

工程		作業内容
1	作業前の問診	点検に先立ち、対象器材の状況などを官側の管理責任者に問診する。
2	再現テスト	問診情報の再現テストを行う。 なお、その場合、問診対応者の立会のうえ確認すること。
3	始業点検	1 動力源の点検 2 障害物（周囲）の点検 3 機材本体の外観の点検 なお、細部については、要領書による。
4	定期作業	1 油脂類の交換、給脂、塗布及び除去（防せい処置） 2 消耗品及び定期交換部品等の交換（ワイヤーロープ・ゴムパット等） 3 各部位の調整及び清掃 4 各装置の点検 なお、細部については、要領書による。
5	車の入場	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
6	点検	1 安全装置の点検 2 駆動装置の点検 3 昇降装置の点検 4 操作装置の点検 5 配管部の点検 6 その他の点検（供給源・排水及びゴミ・アタッチメント等） なお、細部については、要領書による。ただし、点検において異常があった場合は、担当官にその旨を申し出て指示を受ける。
7	車の退出	1 リフトの位置確認及び調整 2 アタッチメントの確認及び調整 なお、細部については、要領書による。
8	定期点検成績表の確認	定期点検成績表への記載漏れ及び点検内容に不備等がないかを確認する。
9	完成検査	3.1に基づき、完成検査を受検する。

調 達 要 領 指 定 書		
中型車両用オートリフト定期点検（3年）	調達要求番号：車修 34121AC0066	
	作 成	令和5年8月1日
	変 更	年 月 日
	作成部隊名	第6 後方支援連隊 補給隊

1 この調達要領指定書は，陸上自衛隊において実施する車両用オートリフト定期点検の実施場所において規定する。

2 種類及び実施場所

種類及び実施場所は，表1による。

表1－種類及び実施場所

所在駐屯地	製造企業	型式	品名	数量	実施場所
神町	安全自動車㈱	FTW1033	中型リフト	2	各所在 駐屯地
多賀城	安全自動車㈱	FTW1033	中型リフト	2	
福島	安全自動車㈱	FTW1033	中型リフト	1	
郡山	安全自動車㈱	FTW1033	中型リフト	1	

調達要求番号：車修 34121AC0068

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物 品 番 号		仕 様 書 番 号
中型オートリフト修理	車修 34121AC0068	
	作 成	令和 5 年 8 月 3 日
	変 更	年 月 日
	作 成 部 隊 名	第 6 後方支援連隊 補給隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において所有する人員輸送車 1 号（安全自動車(株)／中型オートリフト／型式：FTW1033）の修理等について規定する。

2 整備に関する要求

2.1 一般的要求事項

当該器材の損傷箇所の修理を実施し、完全に使用可能な状態に回復させるものとする。

2.2 整備作業

契約の相手方は、当該器材の損傷箇所の修理及び塗装等を実施するものとする。

別 紙「表－1 使用部品・作業内容」

2.3 修理の実施場所

修理の実施場所は原則として神町駐屯地とする。

2.4 副資材

副資材は、次による。

- 使用する副資材は、整備品の性能及び機能を損ねる規格品の使用又は不適格な作業方法を実施してはならない。
- 補修資材は、被補修部分と強度及び性能が同等以上のもので、十分な補償がされているものを使用する。

2.5 使用部品

使用部品は、次による。

- 部品の規格については、製造会社の純正部品とする。なお、部品については新品とする。
- 契約の相手方は、別 紙「表－1 使用部品・作業内容」に示す部品を交換した後点検を実施するものとし、それ以外に部品が必要な場合は契約担当官を経て調達要求元と協議するものとする。
- 整備作業に必要なオイル等（以下、“油脂”という。）の費用は、“油脂代”として部品代に含むものとする。
- 交換した部品等の処分については、契約の相手方が行うものとする。

3 品質保証

3.1 検査

完成検査により実施をし、異常の有無を確認するものとする。

4.1 仕様書に関する疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、担当官の指示を受けるものとする。

表-1 使用部品・作業内容

中型オートリフト部品交換修理			
	取り替え部品等	数量	作業内容
1	ローラーチェーン	1	取替
2	チェーンアジャスター	2	取替
3	6角ナット	4	取替
4	ギヤモーター	1	取替
5	Mスプロケット	1	取替
6	座金付6角ボルト	4	取替
7	リミットSW	2	取替
8	モーター	2	取替
9	電磁弁コイル&鉄芯	2	取替
10	圧力スイッチ	1	取替
11	電磁弁（エアー用）	2	取替
12	コンビネーションポンプ	2	取替
13	Oリング	2	取替